**道路の通行禁止（制限）依頼書の運用変更について**

〇改正概要

次の３点において道路法第46条依頼書を不要とする。

１　道路区域内における占用工事（例：道路区域内での電柱設置）

２　道路区域外における作業（例：沿道民地での樹木伐採）

３　占用物件の維持管理に関する作業（例：マンホール周辺の舗装修繕）

なお、上記作業で通行規制を行う場合は以下のとおりとする。

1. 関係機関への情報共有は申請者が行うこと。
2. 原則として占用許可申請書に通行規制図を添付すること。
3. 申請書類は４部提出すること。

注）本運用は令和５年４月１日から行う。

なお、上記１～３についてのみ道路の通行禁止（制限）依頼書を求めない旨の運用

であり、道路法第46条に該当する道路に関する工事については従前のとおりとす

る。